

さつま町成人式

○日時 平成19年1月4日(木)
受付 13時～

○場所 宮之城文化センター

※対象者には、12月上旬までにハガキで案内する予定です。

給与所得者の年末調整

○12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。

毎月の給与等から源泉徴収された所得税の1年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整によりその年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。なお、平成18年分の年末調整においては、定率減税の額が縮減(年税

額の10%相当額、最高12万5千円)されておりますので、ご注意ください。

また、平成19年1月から、定率減税の廃止及び所得税率の見直しに伴い、「源泉徴収税額表」が変わります。

なお、年の途中で結婚や就職、出産などにより扶養親族に異動があった方は、扶養控除申告書の変更が必要ですから注意してください。

○夫婦と税(パートと税)

ご夫婦が共に働いている場合、気になるのが収入と税金の関係です。

①パート収入に対する税

パート収入は給与所得となりますので、年収が103万円までであれば所得税はかかりません。なお、外交員・集金人・検針員等の報酬や内職については、パート収入と異なる計算方法になりますのでご注意ください。

②配偶者控除と配偶者特別控除

夫に所得があり、妻にパート収入がある場合、夫は妻の収入に応じて配偶者控除又は配偶者特別控除が受けられます。

●配偶者控除は、妻のパートの年収が103万円までであれば受けられます。

●配偶者特別控除は、妻の所得によって控除額が調整されますが、パートの年収が103万円を超え141万円未満であれば受けられます。ただし、夫の合計所得が1000万円を超える年には受けられません。

共働きのご夫婦の、収入と税金についてお分かりにならないことがあります。最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

○問い合わせ先

・川内税務署

電話 0996-222830

・鹿児島税務相談室

電話 099-255-8118

犯罪被害者支援フォーラム2006inかごしま

～ふれあい、助け合い、支え合い～

○日時 平成18年11月25日(土)午後1時から午後4時50分まで
受付 午後零時30分 入場無料

○場所 鹿児島県庁2階講堂(500名収容)
※会場へは公共交通機関をご利用ください。

○内容 第1部～ 基調講演

演題「被害者支援の原点に戻って 私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援」

講師 大阪教育大学付属池田小学校児童殺傷事件遺族 酒井 肇 氏

第2部～ パネルディスカッション

テーマ「子どもを犯罪被害者にしないために」

～もし子どもが犯罪被害を受けてしまったら～

第3部～ 3愛コンサート(ふれあい、助け合い、支えあい)

八幡小学校金管バンドによる演奏

交通事故無料相談

☆相談日(電話相談可)月曜日～金曜日

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時

☆弁護士相談日(面談可能な方のみ・予約制)

毎月第2・第4木曜日の午後1時から

【問い合わせ先】

社団法人日本損害保険協会

鹿児島自動車保険請求相談センター

電話 099-252-3466

飲酒運転を根絶・追放しよう!

「飲酒運転は絶対にしない、させない」

飲酒運転による死亡・重大事故が後

を絶ちません。

飲酒運転は絶対にやめましょう。

地域から飲酒運転を根絶・追放しま

しょう。

